

宮城県監査委員告示第 15 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定により平成 31 年 4 月から令和元年 6 月までに実施した一般会計及び特別会計に係る定期監査の結果は次のとおりです。

令和元年 9 月 6 日

宮城県監査委員	中	島	源	陽
宮城県監査委員	す	ど	う	哲
宮城県監査委員	石	森	建	二
宮城県監査委員	成	田	由	加里

1 監査実施機関及び監査実施日

監査実施機関	監査実施日
○教育庁	
地方機関	
石巻好文館高等学校	5 月 23 日
村田高等学校	6 月 11 日
岩出山高等学校	6 月 19 日
中新田高等学校	6 月 19 日
柴田高等学校	5 月 28 日
蔵王高等学校	6 月 11 日
迫桜高等学校	6 月 6 日
貞山高等学校	5 月 22 日
柴田農林高等学校	5 月 29 日
古川工業高等学校	6 月 4 日
船岡支援学校	5 月 28 日
拓桃支援学校	6 月 20 日
山元支援学校	5 月 24 日
金成支援学校	6 月 6 日
角田支援学校	5 月 24 日
古川支援学校	6 月 4 日
名取支援学校	6 月 20 日
利府支援学校	5 月 22 日
支援学校女川高等学園	5 月 23 日
○警察本部	
地方機関	
角田警察署	5 月 29 日

2 監査結果

平成30年度の財務に関する事務の執行の事実が地方自治法第 2 条第14項及び第15項の規定の趣旨に沿って行われているかについて、特に意を用いて行いました。

その結果、公表すべき指摘事項は次のとおりであり、その他の軽易な事項については関係機関に注意をしました。

なお、宮城県警察本部の監査については、犯罪捜査報償費の執行状況調査を実施しました。

(1) 古川工業高等学校

法令に根拠のない金銭の徴収が認められたので、改善されたい。

(内容)

寄附を受納して県有となった合宿所において、長年、条例に定めのない使用料を学校独自に徴収し管理していたもの。

- ・ 件数 不明
- ・ 残高 1,456,695円

(平成31年3月31日現在)

違反する法令 地方自治法第228条第1項

(2) 柴田農林高等学校

寄附物品において、受納手続きに不適切なものが認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。

(内容)

P T A, 教育振興会及び同窓会からの寄附申込み並びに受納手続き完了前に、県名義で車両登録し、公用車として使用していたもの。

- ・ 車両 2台